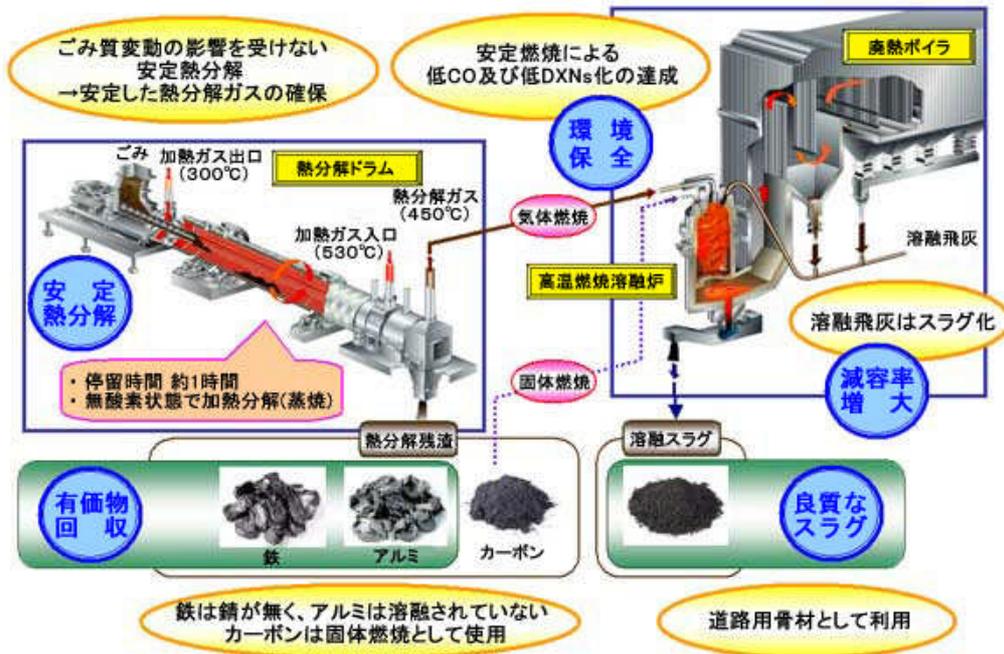
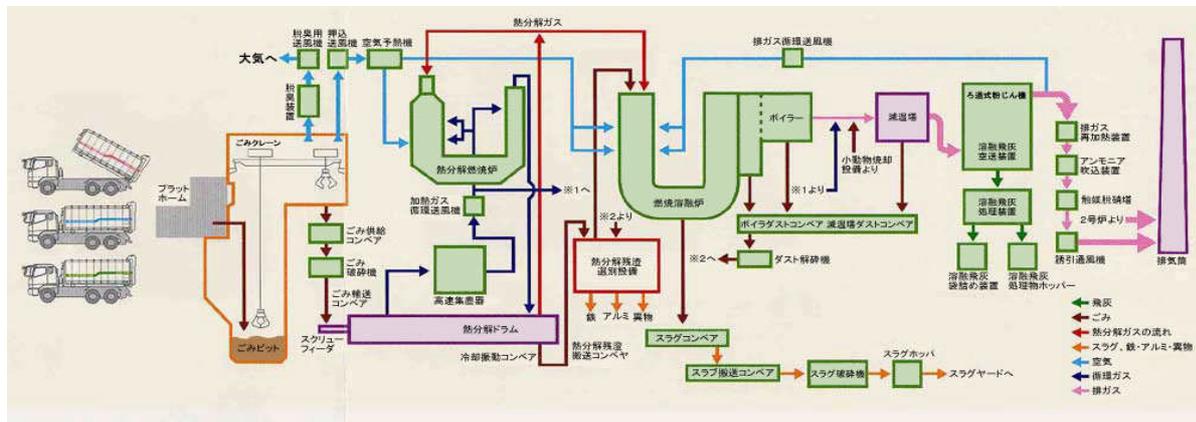


<クリーンおしま：全連続燃焼式(ごみ熱分解ガス化溶融炉 キルン式)の特徴>



<ガス化溶融施設 基本フロー>



<熱分解ドラム>



熱分解ドラム前方



熱分解ドラム後方

## <中央制御室>



## <主要設備方式>

(1) 受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
(2) ガス化燃焼溶融設備	キルン方式ガス化燃焼溶融設備
(3) 燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
(4) 排ガス処理設備	有害ガス除去装置＋ろ過式集じん方式 (ダイオキシン対策含む)
(5) 給水設備	上水
(6) 排水処理設備	
①無機系排水	処理後、場内にて再利用します。
②ごみピット汚水	簡易ろ過後、系内にて高温酸化処理(無放流)
③生活排水及び洗車排水	処理後、場内にて再利用します。
(7) 余熱利用設備	白煙防止、蒸気タービン発電、場内給湯、 場内ロードヒーティング等
(8) 通風設備	平衡通風方式
(9) 溶融固化物処理設備	水砕方式
(10) 灰処理設備	薬剤併用セメント固化処理方式

## <公害防止基準> [「公害表示板」](#)はこちらをクリック

1) 排出ガス基準	(保証値)	(目標値)
(1)ばいじん量	0.01g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
(2)硫黄酸化物	20ppm以下	
(3)塩化水素	50ppm以下	30ppm以下
(4)窒素酸化物	100ppm以下	50ppm以下
(5)一酸化炭素	30ppm以下	10ppm以下(4時間平均値)
(6)ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	
(7)白煙防止	7℃、湿度60%で目視されないこととします。	
(注)目標値は、保証値を維持するための運転管理目標値(設計値)とします。		

- 2) 粉じん基準  
集じん装置排気筒出口において0.01g/m<sup>3</sup><sub>N</sub>以下  
(※許容濃度等の勧告1993,日本産業衛生学会)

※:許容濃度は、運転員が有害物質に暴露される場合に、当該物質の空气中濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての運転員に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。



## <ごみ供給装置コンパクト>

